

## 第五章

第二、すなわち積極的抑制（イングランドにおける検討）——イングランドで貧民のために集められた莫大な資金が彼らの境遇をほとんど改善しない眞の理由——救貧法がその本来の目的を自ら損なう強い傾向——貧困の苦難を和らげるための方策の提案——人間本性の不变の法則からして、欠乏の圧力を社会の下層から完全に取り除くことは絶対に不可能——人口抑制の諸要因は、結局、苦悩か悪徳に帰着する

ここでいう「人口の積極的抑制」とは、進行中的人口増を直接抑える作用を指す。その影響は主として社会の下層、とりわけ最下層に及ぶが、そこに限られるわけではない。この抑制は前に挙げたものほど目立たず、一般には見えにくい。影響の強さや範囲を厳密に示すには、より整った資料が要る。それでも、死亡統計に通じた人びとのあいだでは、毎年亡くなる子の中で、適切な食事や養育を受けられない、深刻な貧困・不衛生な住環境・過酷な労働に縛られた家庭の子の割合が過大だという指摘は広く共有されて

いる。都市では貧困層の子の死亡率が一貫して高い。農村ではそこまで顕著ではないが、検証はまだ足りず、農村でも貧困層の子の死亡割合が中流層や上層の子より高くないと断言はできない。実際、子ども六人を抱え、ときにはパンにも事欠く労働者の妻が、生命維持に必要な食事と世話を常に行き届かせるのは難しい。農家の子どもは、物語が描くバラ色の理想像とは違う。農村に暮らせば、労働者の息子は成長が鈍く成熟が遅れがちだと分かる。見かけは十四、十五歳でも実年齢は十八、十九歳という例も少なくない。すきを扱う若者でさえ、ふくらはぎの発達が乏しいことが多い。栄養の質と量の不足と見るのが妥当だ。

庶民の度重なる困窮を和らげる目的で制定されたイギリスの救貧法は、個々の不遇をいくらか軽減したとしても、社会全体の害をむしろ広げたおそれがある、としばしば指摘される。国内では貧民対策に毎年ほぼ三百万ポンドが徴収されているのに、困窮は依然として根強く深刻だという事実が驚きをもつて語られ、資金の横領や、教区総代・監督官による会食への流用が疑われ、結局は運用や管理の拙さに原因を求める見方に傾きがちである。だが、巨額を集めても貧困が收まらない現実に人々が驚き続けるのは、内情を少しでも見れば、驚かないほうがむしろ不思議であり、一ポンド当たり四シリング

の賦課を全国一律で十八シリングに引き上げても、実情はさほど変わるもの。趣旨を明らかにするため、次の例を挙げる。

富裕層の抛出で労働者の賃金を一日十八ペンスから五シリングへ引き上げても、皆が樂になり毎日肉を食べられるようにはならない。富裕層から労働者へ三シリング六ペンスを移しても、肉の總量は増えず、そもそも全員に行き渡るほどはないからだ。結局、肉市場では買い手の競争が激化し、相場は六、七ペンスから一ポンド当たり二、三シリングへ急騰して、分配の実態はほとんど変わらない。品薄のときに手に入れるのは、より多く払える者である。仮に競争が続いて家畜が増えたとしても、穀物を割いての増産で採算は悪い。国の扶養力は低下し、糧が人口に比べて乏しい局面では、最下層の賃金が十八ペンスであれ五シリングであれ、違ひは小さい。結局、彼らは最も粗末で、量も最小限の食事に追い込まれる。

各品目の買い手が増えれば生産は彈み、島全体の產出も増えるという見方には一定の説得力がある。だが、その見かけの富が人口を押し上げる作用のほうが強く、増産分は產出の伸びを上回る速さで増えた人口に吸収されてしまう。ここでは従前と同量の労働を仮定するが、實際にはそうはならない。日給が十八ペンスから五シリングへ上がれば、

人びとは相対的に豊かになつたと感じ、余暇を増やそうとする。その結果、生産活動はただちに抑えられ、ほどなく島全体は貧しくなり、下層の困窮はいつそう深まる。

富裕層に一ポンド当たり十八シリングの課税を課し、どれほど賢明に再分配しても、先の仮定が示した帰結と大差はない。いくら拠出や負担を重ねても、下層の貧困の再発を長く防ぎ切ることはできない。変化は起こりうる。富裕層が貧しくなり、貧しい側の一部が潤うことはあっても、社会の一部が生きづらさを抱える事実は避けられず、その重荷はおのずと最も恵まれない人びとにのしかかる。

一見、奇妙に響くかもしれないが、これは事実だ。国内の生産が変わらないまま現金だけで貧困層の暮らしを大きく引き上げれば、同じ階層の人々の取り分をその分だけ削るほかない。私が家の食料消費を切り詰め、その分をその人に回すなら、損なわれるのは自分と家族だけで、家族が耐えられる範囲であれば、その人を助けても他者を押し下げるにはならない。さらに、未耕地を開いて収穫を増やし、その実りをその人に渡せば、その人だけでなく社会全体にも利益が及ぶ。その人がこれまで社会全体の供給から消費していた分が備蓄に戻り、新たな収穫の一部もそこに加わるからだ。だが現金だけを渡すなら、生産が変わらないかぎり、その人に全体の財に対するより大きな取り分

を主張する権利を与えることになり、その分は他者の取り分を減らさずには得られない。個々の影響はごく小さく、ほとんど見えないかもしないが、この効果は確かにある。空中を漂う微小な虫が粗い感覚では見落とされがちでも実在するのと同じだ。

一国の食料供給が長期にわたり一定だとすれば、食料は各人の「パテント」（食料に対する購買力）の大きさに応じて配分されるほかない。ゴドウイン氏は先祖伝來の財産を「カビの生えたパテント」と呼ぶが、「パテント」と呼ぶのは妥当としても、「カビの生えた」は適切ではない。実際には當時用いられているからだ。したがつて、ある集団の「パテント」の価値が高まれば、別の集団の価値は必ず下がる。仮に富裕層が自分たちの食卓を少しも減らさずに拠出し、五十万人に一日五シリングずつ与えれば、受給者の暮らしは楽になり、食料の消費は増える。その分、他に回る食料は減り、結果として各人の「パテント」の価値は下がる。つまり、同じ枚数の銀貨で買える食料は少なくなる。

食料の増加が人口の伸びに追いつかなければ、一人当たりの取り分の価値は下がる。配分は否応なく目減りし、その結果、一日分の賃金で買える食料の量は減る。食料価格の上昇は、人口の伸びが供給の増加を上回るとき、または社会における貨幣配分が変動

するときに生じる。古くからの定住国では、食料供給の伸びは緩やかで突発的な需要に応じにくい一方、貨幣配分は頻繁に変わり、これが食料価格の恒常的な変動を生む、主因となっている。

イングランドの救貧法は、二つの点で貧困層の暮らしを悪化させていく。第一に、食料供給が増えないので人口だけを増やしてしまう。自力で一家を養える見通しが乏しくても、貧しい男性は結婚に踏み切りやすくなり、その結果、制度自体が扶助を要する貧困を一部生み出してしまう。人口が増えれば国内の食料の一人当たりの取り分は減り、教区の扶助に頼らない労働者が賃金で買える食料は目減りし、支援を求める人はさらに増える。

第二に、救貧院で消費される食料や生活必需品は、社会の価値創出の中核と見なされない層に回るため、その分、本来ならより勤勉で成果を上げている人々に配分されるべき取り分が減り、扶助への依存が広がる。救貧院の待遇や生活水準を引き上げれば、資金の再分配が食料価格を押し上げ、院外の人々の生活水準や暮らし向きはいつそう悪化する。

イングランドでは、農民の自立の気風はいまも息づき、自律の精神と独立心も健在な

のは幸いだ。救貧法は、そうした気風や精神をそぎ、独立心を損なう方向に制度として強く働く。すでに一部では施行が進み一定の影響は出ているが、初期の構想どおりに広く行き渡り、完全に機能していたなら、その有害性がこれほど長く見過ごされることはないに違いない。

冷たく響くかもしれないが、過度に他者や公助に頼る貧困は恥とみなされるべきだ。この抑止は多くの人の幸福を高めるうえで不可欠で、たとえ善意や慈善にもとづく公的施策であっても、この原則を弱めれば結局は本来の目的を損なう。自力で家族を養う見込みがほとんどないのに、教区の救貧扶助や救済給付を当てにして結婚すれば、当人と子どもに不幸と依存をもたらす不当な誘因となるだけでなく、気づかぬうちに同じ階層の人々全体を損なう行為を促してしまう。家族を養う力のないまま結婚する労働者は、場合によっては同業全体に害を及ぼす存在と受け取られ、敵視されかねない。

私は、英國の救貧法（いわゆる貧民法）が食料価格を押し上げ、実質賃金を押し下げたことは疑いないと考える。その結果、労働以外に資産を持たない人びとはいっそう貧しくなった。同時にこの制度は、貧困層に目立つ不注意や浪費を助長し、小商人や小農に共通の気質にそぐわない行動を広めた。貧しい労働者は俗に言うその日暮らしで、目

先の必要に迫られて将来を見通しにくく、貯蓄の機会があつても実際に貯えることは稀で、余剰の多くは酒場に消える。ゆえに、この制度は庶民の貯蓄能力と意欲を損ない、節制や勤勉への誘因を弱め、結局は幸福を損なっている。

製造業者あいだには「高賃金は労働者を駄目にする」という不満が根強いが、万一の際に教区の扶助を当てにできない前提に立つなら、高賃金の一部を家族の将来や生活の保障のために貯えず、酒や遊興にのみ費やすとは考えにくい。ところが現に、大規模工場が一つ行き詰まるだけで、たちまち教区の扶助に頼らざるを得ない世帯が続出する。この現実は、むしろその見方の妥当性に疑義を投げかける。しかも、工場が繁盛した時期の賃金は農村の一般的な労賃を大きく上回っており、本来なら次の就労先を得るまで自活を支えるだけの蓄えは十分に積めたはずである。

私は、たとえ死や病で妻子が教区の救貧や扶助に頼らざるを得なくなるかもしれないと分かっていながら酒場通いをやめない人でも、家族はいずれ飢えるか、せいぜい場当たりの施しや気まぐれな慈善に頼るしかなくなる、と明確に告げられれば、稼ぎの浪費はためらうはずだと考える。中国では賃金は名目・実質とも低いが、子どもには老いて働けない親を養う法的義務がある。こうした法律をわが国に導入すべきかどうかの判断

はここでは差し控える。ただ、依存を前提とする貧困を一般化・常態化させる制度が、貧困に伴うはずの社会的羞恥や不名誉を人道の名の下に弱めてしまうことは、容認しがたいと結論づける。

怠惰や放縫を抑える有効な歯止めが外れ、自力で一家を養える見通しが乏しいのに結婚が促されれば、庶民の幸福は損なわれる。結婚を妨げる要因自体は不幸である。ただし、自然の摂理として人口には一定の抑制が不可欠である以上、家族を持つことの困難を見越し、誰かの扶養に頼らざるを得ないほどの貧困に陥ることを恐れて自制するほうが、結婚を奨励したのち欠乏や病によつて抑え込まれるより望ましい。

まず念頭に置くべきは、原料が潤沢に確保できる加工品や工業製品と、食料とでは性質が異なる点だ。加工品や工業製品は需要が高まれば生産が拡大して速やかに追随しきほどなく所要量が供給されるようになる。だが、食料は需要が高まつても同様には供給が増えない。肥沃な耕地を使い尽くした国では、採算が取れるまで数年を要する土地に施肥や土壤改良を施すには、高値での買い入れなど強い経済的誘因が欠かせない。しかも、利益が見込めるようになるまで、あるいは新たな作物が育つまでのあいだは、供給不足から深刻な逼迫や困窮が生じうる。食料への需要は各地で恒常的に存在するが、長

年にわたり開発や耕作が進んだ国々では、その需要に対する供給の立ち上がりは著しく鈍く、反応はきわめて緩慢である。

救貧法は慈善の理念から出発した善意の制度ではあるが、当初の目的を十分に果たしていないとの見方が根強い。極端な困窮の一部を和らげる効果は否定できないにせよ、教区扶助に頼る人々の暮らしは總じて、なお窮迫を脱するにはほど遠い。とりわけ問題なのは、純粹な恩恵とは言い難い扶助の見返りとして、一般の人々が立憲主義の精神にそぐわない厳格で不自由かつ抑圧的な規制にさらされている点である。居住地指定制度は改正後も自由の理念と両立せず、教区当局が将来の公費負担となり得る家族を抱える男性や、出産を間近に控えた貧しい女性を追い立てる慣行は、不名誉で不快な横暴として批判を免れない。さらに、これらの規制は労働市場に恒常的な障害を生み、援助に頼らず自助で暮らしを立てようとする人々の負担を持続的に押し上げている。

救貧法に伴う弊害は、一定の範囲では避けがたく、せいぜいある程度までしか是正できず、完全に取り除くことはできない。支援を特定の人々や階層に給付するには、対象を選別・認定し、制度や機関の管理・運営の権限を誰かに付与せねばならない。だが、生活や私事への過度の介入は専制の一種であり、その権限行使は、支援に追い込まれた

人や支援を求めざるを得なかつた人々には、屈辱や不快として受け止められがちだ。治安判事や教区監督、教区委員や役員、救貧監督の横暴は、貧困層の典型的な不満としてしばしば訴えられるが、責められるべきは、権力を得る前は他者と変わらぬ普通の個人であることの多い当人たちというより、この種の制度それ自体、すなわち制度一般の性格にある。

この問題はもはや容易に改めがたく、改善の見込みも乏しい段階に達し、すでに手の施しようがないおそれすらある。それでも私は、もし救貧法がそもそも存在しなかつたら、きわめて厳しい困窮に陥る人がいくらか増えたとしても、庶民全体の幸福は今よりはるかに大きかつたはずだとほとんど確信している。

ピットの救貧法案は、一見すれば善意と慈善の意図から設計されたかに見え、これをめぐる非難や騒動の多くは的外れで不当であつた。だが、この法案には、この種の制度に共通する深刻な構造的欠陥がある。すなわち、生計の基盤や扶助の資源を広げぬまま人口だけを押し上げ、その結果、教区扶助に頼らない人々の生活水準を押し下げ、ひいては貧困を拡大させる。

社会の下層に広がる欠乏の解消は、たやすくはない大きな課題だ。困窮の重圧は社会

の深部に根差した問題で、個人の工夫や知恵だけでは対処も解消も難しい。対症療法しかとれないのなら、第一に現行の救貧法、すなわち教区救貧法を全面的に廃止すべきである。そうすれば、なお十分とは言いがたいイングランドの農民層にも自律と自由、とりわけ移動の自由がもたらされ、仕事が多く賃金が高くなる見込みのある地域へ、妨げられることなく移住し定住できるようになる。結果として労働市場が自由化され、需要に応じた賃金上昇を長期にわたって阻んできた障害が取り除かれる。

第二に、新規開墾には奨励金で弾みをつけ、政策は製造より農業、牧畜より耕作を優先して支援すべきだ。さらに、農業賃金を商業や製造より低位に据え置いてきた同業組合や徒弟制度の規制は、徹底して緩め、撤廃へ向けて進める必要がある。職人側に偏った優遇が続くかぎり、国は本来確保すべき食料を十分には貯えまい。農業を力強く後押しさすれば、市場で健全な雇用が着実に増え、国内の産出拡大に伴つて相対的に賃金が上がり、労働者の生活条件は改善する。家計が安定し、教区の救貧に頼らずに済む見通しが立てば、労働者は自分や家族の病に備える共済や相互扶助に進んで加入し、その意欲も能力も高まる。

最後の安全網として郡宮の救貧院兼作業所を設け、費用は全国一律の賦課で貯い、利

用は国内各郡の住民に加え、外国人にも開放する。提供する食事や宿所は簡素にとどめ、運用は厳格とし、就労可能な人には労働を義務づける。施設は、あらゆる困難から免れる安住の場や何でも解決できる避難所ではなく、深刻な困窮を緩和するための最低限の拠点にとどめるべきだ。併せて、施設の一部を分けるか別棟を設け、出自や国籍を問わず誰もがいつでも一日働けば市場水準の賃金を受け取れる仕事の場を備えるのは公益性が高い。なお、多くの事案は最終的に個々人の慈善や博愛にもとづく支援に委ねられるだろう。

現行の教区法を一括して廃止することを前提とする施策こそ、イングランドの庶民の幸福の総量を最も高める現実的な道である。ただし、不幸の再発を完全に防ぐことは人間には不可能だ。達成不可能な目標に固執するあまり、私たちは実現可能な便益どころか確実な利益まで手放している。私たちは、圧制的な規則に従えば欠乏は起きないと庶民に説き、庶民はそれを信じて従う。彼らは自分の務めを果たしているのに、私たちは自分の務めを果たさないし、そもそも果たせない。その結果、貧しい人びとは貴重な自由を差し出しながら、釣り合の見返りを何一つ得られない。

イギリスでは救貧法の整備が進んでいるが、都市と農村に広がる貧困層の実情を見る

と、適切かつ十分な食料の不足、過酷な労働、不衛生で劣悪な住環境に起因する困窮が、人口増加の初期段階を恒常に抑える要因になつていることは明らかだと私は考える。

昔から人々が暮らすすべての国には、私がいう人口抑制の二本柱である「予防的抑制」と「積極的抑制」がある。これに加えて、女性の地位を損なう有害な慣行、大都市、衛生面に問題のある工場生産や製造業といった工業上の慣行、奢侈、疫病、戦争も人口を抑制する。

これらの抑制要因は、結局、貧困と悪徳に行き着く。近代ヨーロッパ諸国で人口増加が緩慢であった真の原因がこの二つにあることは、これらの要因が相応の程度に取り除かれたところでは、例外なく比較的早い人口増加が見られたという事実が裏づけている。